

平成 21 年 8 月 31 日

法務省民事局参事官室 御中

「国際裁判管轄法制に関する中間試案」に対する意見

全国銀行協会

平成 21 年 7 月 28 日付で意見募集が行われた標記中間試案につきましては、昨今の経済活動のグローバル化に伴い、事業者にとって国際的な民商事紛争における適切かつ迅速な解決手続の必要性・重要性が高まっているところ、国際的な民商事紛争の解決に寄与することが期待され、銀行界としても高く評価するところです。

今後の立法化に向けた検討にあたっては、実務を十分斟酌されたうえでよりよい制度を構築いただきたく、下記のとおり同中間試案についての意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

○消費者契約に関する訴えについて

「第 4 個別分野の訴えについての管轄権 3 消費者契約に関する訴え」において、消費者と事業者との間の管轄権に関する事前合意について規定する試案③イについては、甲案もしくは乙案が望ましい。

一般的に日本の事業者は、日本に居住している消費者に対して商品・サービスを提供する場合には、当該消費者から苦情等があった際には日本国内において当該消費者との間で話し合いを行う等によりこれを解決し、万一、裁判になった場合も日本の裁判所で日本法のもとで解決を図ることを期待しているのが通常である。また、日本に居住している消費者の側から見ても、同じように日本国内で苦情や紛争の解決を図ることを当然に期待している。

このような当事者間の期待を背景に、事業者が日本国内向けの商品・サービスを提供する場合には、万一苦情や紛争が生じた際には日本国内で解決を図ることを前提に、その内容や価格を設定しているのが通常であり、また、裁判になった場合の扱いについて事業者と消費者の間の裁判管轄権の事前合意という

形で契約内容に反映することは自然なことであると考えられる。

一方、日本に居住していた消費者が、都合により外国に住所を移す場合においては、日本で行っていた諸契約について整理・解約を行ったり、契約を継続する必要がある場合には日本に代理人や連絡先を置くなど、外国への移転後に債務不履行などの問題が生じないように手当てを行うのが通常である。そのような準備を行うのは、外国に居住しながら日本における契約関係の紛争解決が難しいことを消費者としても了知しているからにほかならない。

この点について試案を見ると、事業者から消費者に対する訴えについて規定する試案②は、消費者保護の観点から、消費者の住所等がある国で訴えを提起することを原則としており、例外的に管轄権に関する合意が効力を有する場合（試案②イ）等のみ、日本の裁判所に訴えを提起することができるとしている。したがって、例えば消費者が消費者契約締結時に日本に住所を有していたが、その後住所を変更し、訴え提起時には外国に住所を有する場合には、原則として事業者は日本の裁判所に訴えを提起できない。

しかし、かかる規律では、日本国内で苦情や紛争の解決を図ることが当初の両当事者の期待であったにもかかわらず、消費者側の一方的な事情により、日本の事業者の保護されるべき期待が裏切られることになりかねない。

また、場合によっては事業者からはどの国の裁判所にも訴えを提起できない事態が生じかねない。例えば、金融機関が日本に居住している外国人消費者とローン契約を締結したが、当該消費者が返済を放棄して、住所を移転した外国において事業者が訴えの提起をしたが、同裁判所がフォーラムノンコンベニエンス等を理由に訴えを却下した場合や、政情の不安定な外国や法体系が全く異なる外国に移転してしまったような場合には、当該地の裁判所に訴えを提起することは事実上不可能ということが生じ得る。また、特にこの後者の場合には、当該消費者とコンタクトが取れない場合には、事後の管轄合意をなすことも不可能であり、日本の裁判所に訴えを提起することもできない。

これでは、債務が未履行にもかかわらず外国に移転してしまい、事業者との間の話し合いにも応じないような不当な消費者を利する反面、日本の事業者に著しい不利益をもたらすことになるかと危惧される。また、日本の事業者が日本に居住する外国人消費者など、外国に移転する可能性がある消費者との契約の締結に慎重になり、ひいては日本における人材の国際化を阻むことにもなりかねないと考えられる。

そこで、かかる事態を回避するために、当事者間の管轄権に関する事前の合意を一定の範囲で有効とし、かかる合意に従って日本の裁判所に対する訴え提起も可能とすることが望ましいと考える。また、かかる合意が一定の範囲に限って有効とされるのであれば、消費者保護を害することにもならないと思われる。

る。

確かに、外国に移転した消費者が事業者から日本の裁判所で訴えを提起されこれに応訴するのは負担ではあるが、外国に移転する消費者は前述のとおり通常は債務不履行や事業者との紛争等が生じないよう外国への移転前に契約関係への対応を行うものであって、事業者からの訴え提起がなされるのは消費者がそうした対応を怠った場合が大宗であることに鑑みると、例え一部に当該負担が生じるとしても、外国への移転にあたって常識的な準備を行う一般の善良な消費者の期待に反してその利益を害するものではないと思われる。

以上により、一定の範囲で事前の管轄合意を認める試案③の甲案もしくは乙案を採用することが望ましいと考える（両者のうちでは、予測可能の観点からは、甲案が望ましい）。

なお、仮に試案③について丙案が採用されることとなった場合には、前述のとおり、日本の事業者は消費者契約についていずれの国の裁判所にも訴えを提起できない事態が生じかねないことから、かかる場合には、緊急管轄として一般規定や解釈により例外的に日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるような手当てが必要と考える。

以 上